

議案第 15 号

久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条の7第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

勤勉手当の支給に関する規定を改めたいので、この案を提出するものであります。